

総合火災制御設備規則

規則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 38 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 30 日 規則 第 38 号
総合火災制御設備規則の一部を改正する規則

「総合火災制御設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 章 検 査

2.1 一 般

2.1.2 検査の時期

(2)を次のように改める。

(2) 維持検査は、次の時期に行う。

(a)から(d)は省略)

(e) 不定期検査は、登録を受けた設備が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって~~
船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、
かつ、 本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2020 年 6 月 30 日から施行する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.6 定義

本規則で使用する用語の定義は、鋼船規則 R 編によるほか、次の(1)から(3)に定めるところによる。

((1)は省略)

(2) 火災危険物とは、可燃性油を保有し、火災の際に特に危険となる次の(a)から(i)に示す管装置及び機器をいう。

(a) 往復動内燃機関付属の可燃性油管（継手も含む）

(b) 可燃性油管中の継手

(c) 可燃性油ポンプ

(d) 可燃性油こし器

(e) 可燃性油の熱交換器

(f) 可燃性油の清浄機（クラリファイアを含む）

(g) ボイラ、熱媒油加熱器、イナートガス発生装置及び焼却装置の噴燃装置

(h) 可燃性油タンク付きの液面計、付着品及び油受け

(i) 二重底燃料タンクの測深管頭

((3)は省略)

4 章 総合火災制御設備－A 類機関区域

4.2 固定式火災探知警報装置

4.2.1 一般

-2.(2)及び(3)を次のように改める。

-2. 前-1.で要求される固定式火災探知警報装置は、作動したセンサーが次の(1)から(9)に示す区域単位で表示されるものでなければならない。

(1) 機関制御室等の閉囲区画

(2) 主機~~ディーゼル~~として用いられる往復動内燃機関の上方

(3) 発電機用を駆動する~~ディーゼル~~往復動内燃機関の設置場所

(4) ボイラ設置場所

(5) 熱媒油加熱器設置場所

(6) イナートガス発生装置設置場所

(7) 可燃性油清浄機設置場所

(8) 主配電盤設置場所

- (9) 本会が必要と認める場所

4.5 TV モニタ

4.5.1 TV モニタ

(1)から(3)を次のように改める。

固定式火災探知警報装置により探知された火災を確認し迅速な初期消火を行うために、総合火災制御場所から、A 類機関区域内の次の(1)から(9)に示す場所を映像により監視することができる TV モニタ装置を備えなければならない。

- (1) ~~ディーゼル~~往復動内燃機関の燃料噴射管付近
- (2) ~~ディーゼル~~往復動内燃機関の排ガス管付近
- (3) ~~ディーゼル~~往復動内燃機関の過給機付近
- (4) ボイラの噴燃装置付近
- (5) 熱媒油加熱器の噴燃装置付近
- (6) イナートガス発生装置の噴燃装置付近
- (7) 可燃性油清浄機付近
- (8) 主配電盤付近
- (9) 本会が必要と認める場所

4.6 固定式局所消火装置

4.6.1 一般

-3.(1)及び(2)を次のように改める。

-3. 固定式局所消火装置は、固定設置されたもので、次の(1)から(8)に示す場所の火災に対して有効なものでなければならない。

- (1) ~~ディーゼル~~往復動内燃機関の排ガス管付近
- (2) ~~ディーゼル~~往復動内燃機関の過給機付近
- (3) ボイラの噴燃装置付近
- (4) 熱媒油加熱器の噴燃装置付近
- (5) イナートガス発生装置の噴燃装置付近
- (6) 焼却装置の噴燃装置付近
- (7) 可燃性油清浄機付近
- (8) 本会が必要と認める場所

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。